

情報提供日	2024年(令和6年)5月2日
問い合わせ先	市民生活局市民協働推進室 078-918-5004(内線2471) 総務局職員室 078-918-5006(内線2420) 総務局総務管理室 078-918-5005(内線2401)

職員による準公金の着服事案の発覚について

以下のとおり、職員による準公金の着服事案が発覚しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

当該職員は、小学校区コミュニティ・センター所長であった令和5年度において、通帳を預かり、管理していた小学校区まちづくり組織の口座から複数回に渡り、現金を不正に引き出し、計1,763,958円を着服したものの、

なお、当該着服額は、昨日、本人が全額返済している。

2 対象職員

市民生活局 再雇用職員(67歳)

3 経緯

市が2023年度の小学校区まちづくり組織への補助金に係る実績報告の審査を行っている中で、会計簿の残高と通帳及び手持ち残高が1,763,958円合致しないことが判明し、2024年4月30日に対象職員に対し聴き取り調査を行ったところ、当該金額の着服を認め、昨日、全額返済したものの、

4 今後の対応

- (1) 当該職員については、懲戒処分に向けて、手続きを進めます。
- (2) 小学校区まちづくり組織の会計事務においては、複数体制で関わることの徹底と監査体制の強化を図ります。
- (3) 準公金の適切な取扱いを含め、公務員倫理については、今後、再任用職員や再雇用職員を含め、全職員を対象に研修を実施し、再発防止を図ります。